

第5次地域福祉活動計画

令和3年度～令和8年度

あ

い

せんだい ai プラン

ともに生き、支えあうまち、

概要版



地域福祉活動計画(せんだいaiプラン)とは?

仙台市社会福祉協議会が中心となり、地域福祉の推進を目的に、住民を主役と位置付け、福祉関係団体やNPO、ボランティア、福祉サービス事業者等、様々な活動主体が協力し、仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」と共通の理念、目標を共有しながら、その実現に向けて策定される民間の活動・行動計画です。

これは概要版です。本冊子(計画の全文)は本会ホームページに掲載しています。また、仙台市社会福祉協議会及び区・支部事務所の窓口でもご覧いただけます。



社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

計画策定の趣旨

今日の地域社会は、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化などを背景に、地域内の人と人とのつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。

また、近年は、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しています。そうした課題の解決のためには、公的サービスによる支援だけではなく、地域住民やさまざまな地域の活動主体の参画による支え合い、助け合いの仕組みも必要であることから、地域福祉活動に対する期待は大きなものになっています。

地域福祉活動を推進するためには、地域住民が自分の住む地域の良いところ、あるいは課題となっているところ等に関心を持ち、そのことを皆で共有し、多くの住民の参加を得ながら、行動することが大切であり、中長期的な視点で計画的に取り組むことが必要です。

第5次地域福祉活動計画(愛称「せんだいaiプラン」以下、「本活動計画」という。)は、地域福祉の課題解決を目指すための民間主体の活動・行動計画です。地域福祉の主役はその地域に暮らす住民であることを基本とし、住民主体の活動が目指すべき目標や活動の方向性を定めるとともに、本会がその住民による地域づくりのプロセスにどう関わり支援するかということについても盛り込みました。

計画策定のプロセスと行政計画との連携

策定にあたっては、第5次地域福祉活動計画策定等委員会を中心に協議を重ね、住民座談会の開催やパブリックコメントの実施により、市民の皆様からご意見をいただくとともに行政計画とも連携を図りながら、作業を進めてきました。

第5次地域福祉活動
計画策定等委員会



住民座談会の
開催



地域福祉
セミナーの開催



パブリック
コメントの実施

「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)との関連

住民と行政の協働による地域福祉の推進
(一体的な取り組みによる地域福祉の推進力強化)

理念・目標を共有

せんだい支えあいのまち
推進プラン

※社会福祉法第107条に基づく、
「市町村地域福祉計画」として行政が策定する計画

第5次地域福祉活動計画
(せんだいaiプラン)

※社会福祉法第109条において地域福祉の
推進を図ることを目的とする団体として
位置付けられている社会福祉協議会が策定する計画

活動目標及び活動の方向性

本活動計画では、基本理念を実現するために、住民主体による4つの「活動目標」と、それぞれの活動目標を達成するための「活動の方向性」を定めました。

基本理念

「ともに生き、支えあうまち」

～誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる～

活動目標

活動目標1

身近な福祉課題に気づく力を高める

活動目標2

地域の課題や良さを共有する場づくりを進める

活動目標3

解決のために行動する

活動目標4

一人ひとりの住民の参加を推進する

活動の方向性

- ①身近な住民同士や世代を超えた交流の推進
- ②自然な気にかけ合いができる環境や仕組みづくり
- ③身近な相談機能の強化



- ①課題やニーズ、地域の強みを共有する場づくりの推進
- ②課題解決を図るネットワーク構築の推進
- ③身近な課題やニーズ、地域の良さを知る・学ぶ機会をつくる

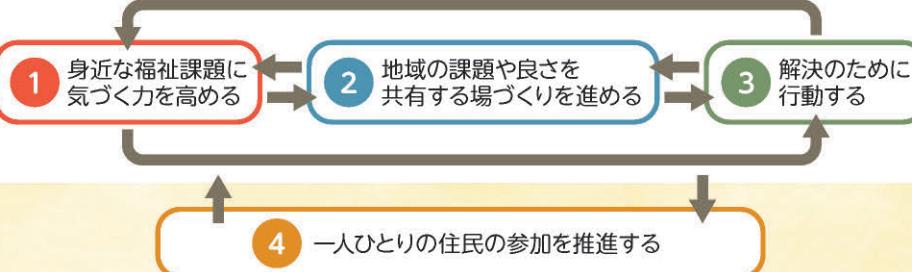
- ①住民同士が支え合い、助け合う活動の推進
- ②コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置する仙台市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の支援機関との連携協力
- ③行政や福祉活動団体、福祉施設など多様な主体との協働の推進
- ④地域福祉活動の資源の活用と充実
- ⑤ニーズに応じた新たな活動の実施やサービスの提供
- ⑥新型コロナウィルス等の感染症予防に留意したつながりを切らない地域活動の工夫

- ①住民の主体的参画、ボランティア活動の推進
- ②地域で活動するボランティア、リーダー、コーディネーターの発掘と育成
- ③活動に参加しやすい仕組みづくりの推進
- ④多様な活動主体・地域資源とつながる
- ⑤地域福祉活動の広報強化

●活動目標1からの方通行となるだけでなく、互いに行き来する関係性で、かつ連続性を持たせた取り組みが大切です。

●また、住民主体を基本とした活動が、新たな住民参加を促すことにもつながります。

それぞれの「活動目標」の関係性



仙台市社会福祉協議会の取り組み

本会は行政機関や福祉団体、住民組織、社会福祉法人等の多様な主体とネットワークを持ちながら、地域福祉を推進する中核的な団体として、その役割を果たしています。

本会が、住民主体の地域活動への支援を実施するにあたり、本活動計画に定めた「活動目標」を達成するために取り組むべき事項を盛り込みました。

活動目標1

「**身近な福祉課題に気づく力を高める**」を達成するための取り組み

- ①交流の機会を広げる支援を行います。
- ②地域福祉活動、地域課題に興味関心を持ってもらうよう普及啓発を行います。
- ③地域住民が行う普及啓発の活動を支援します。
- ④さまざまな制度により、また、関係機関と連携しながら、相談に対応します。

活動目標2

「**地域の課題や良さを共有する場づくりを進める**」を達成するための取り組み

- ①関係者が集い話し合う場づくりの支援を行います。
- ②さまざまな活動主体がつながる支援を行います。
- ③地域の状況を把握する活動を支援します。
- ④研修会などの学びの場づくりを支援します。



活動目標3

「**解決のために行動する**」を達成するための取り組み

- ①小地域福祉ネットワーク活動の更なる促進につながる支援を行います。
- ②CSWの技量・資質を向上します。
- ③住民主体の地域福祉活動に関するさまざまな相談を受け止めます。
- ④生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の相談を受け止めます。
- ⑤住民主体の地域福祉活動が必要とする地域資源や仕組みをつなげる支援を行います。
- ⑥さまざまな活動主体同士の情報交換や学びの場をつくります。
- ⑦地域活動に係る財源確保の支援を行います。
- ⑧新たな活動の仕組みづくりの支援を行います。
- ⑨新型コロナウィルス等の感染症予防に留意した活動の展開を後押しします。



活動目標4

「**一人ひとりの住民の参加を推進する**」を達成するための取り組み

- ①地域福祉活動、地域課題に興味関心を持ってもらうよう普及啓発を行います。【再掲】
- ②地域住民が行う普及啓発の活動を支援します。【再掲】
- ③地域住民の地域福祉活動への参加を支援します。
- ④研修会などの学びの場づくりを支援します。【再掲】
- ⑤さまざまな活動主体がつながる支援を行います。【再掲】

お近くの社会福祉協議会はこちらです

青葉区事務所

〒980-0802青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎1階
TEL.022 (265) 5260 / FAX.022 (265) 5262

宮城野区事務所

〒983-0841宮城野区原町3-5-20 メゾン坂下1階
TEL.022 (256) 3650 / FAX.022 (256) 3679

太白区事務所

〒982-0012太白区長町南3-1-30 南部アーチル1階
TEL.022 (248) 8188 / FAX.022 (248) 1330

青葉区宮城支部事務所

〒989-3125青葉区下愛子字観音堂27-1宮城社会福祉センター内
TEL.022 (392) 7868 / FAX.022 (392) 7736

若林区事務所

〒984-0811若林区保春院前丁3-1若林区中央市民センター別棟1階
TEL.022 (282) 7971 / FAX.022 (282) 7998

泉区事務所

〒981-3131泉区七北田字道48-12 泉社会福祉センター内
TEL.022 (372) 1581 / FAX.022 (372) 8969

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ6階
TEL.022 (223) 2010 / FAX.022 (262) 1948 / URL:<http://www.shakyo-sendai.or.jp>